

青森県産ほたて等プロモーション動画の利用について

- 1 本動画及び説明文に係る著作権は青森県に帰属します。
- 2 1について、青森県産ほたて等の宣伝・販売促進を目的としたあらゆる用途に使用できるものとします。  
ただし、次の場合は許可しないことがあります。
  - ・青森県の施策やその実施に反する使用
  - ・政治的または宗教的目的のみを意図した使用
  - ・その他、青森県が不適當と認める使用
- 3 本画像・動画及び説明文の使用に際して、青森県のクレジット等の標記は必要ありません。
- 4 本画像・動画データの一部利用（編集を含む）にあたっては、青森県観光交流推進部県産品販売・輸出促進課と協議してください。